

黒肥地小学校「いじめ防止基本方針」

多良木町立黒肥地小学校

令和3年2月1日作成

黒肥地小学校「いじめ防止基本方針」

目次

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	・・・・・・・・・・ P. 1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 家庭や地域との連携	・・・・・・・・・・ P. 2
	(5) 関係機関との連携	
3	いじめの定義	・・・・・・・・・・ P. 3
4	いじめ防止等の対策のための校内組織	
5	年間計画	
6	具体的取組	・・・・・・・・・・ P. 4
	(1) 基本認識	
	(2) 基本姿勢いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 家庭や地域との連携	・・・・・・・・・・ P. 7
	(5) 関係機関との連携	
7	重大事案への対処	・・・・・・・・・・ P. 8
	(1) 重大事案の意味	
	(2) 調査結果の提供及び報告	

多良木町立黒肥地小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和2年2月25日作成

1 いじめの防止等のための基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。具体的には、以下の項目に留意する。

- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- 自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心して、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体

となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童は思春期の多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応に留意する。

- わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。
- いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的に対応する。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

- 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備をしておく。
- いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、当事者以外の児童との関係修復を経て、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでをもって判断する。
- いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで誠実に対応していく。また、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく。
- 全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童に対し

て必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどに取り組む。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1) 心部会

ア 構成員

教頭、養護教諭、学級担任（低・中・高学年から各1名）

イ 役割

- 日常的な生活指導に関する指導内容の検討
- 心の教育（道徳、人権教育）の指導内容の検討

(2) いじめ不登校対策委員会

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、心部会部長、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭で構成する。
 なお、いじめと思われる事案が発生した場合は、これに担任が加わる。また、深刻な事案が発生した場合は、PTA会長及び外部専門家を加える。

イ 役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。
- 児童理解朝会での報告について、対応の検討を行う。
- いじめの相談・通報の窓口を行う。
- いじめと思われる事案が起きた場合や情報が入った場合、緊急に会議を開き、迅速な対応を行う。

5 年間計画

	年間の取組	いじめ防止対策	早期発見・早期対応の取組
4月	○学級集団作り（すべての児童が認め合い支え合う雰囲気づくり） ○わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）	・職員会議で「いじめ防止対策基本方針」を周知 ・校内研修 ・いじめ不登校対策委員会 ・児童理解の日 ・人権委員会による目標設定	・授業参観 ・学級懇談会 ・家庭訪問
5月	○いじめ・不登校支援シートの確認・作成	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・人権宣言の作成	・第1回アンケート調査

		・命を大切にするプログラム	
6月	○主体的・対話的で深い学びの実現を目指す授業づくり ○学習規律の徹底（すべての児童が安心して学習できる授業）	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・命を大切にするプログラム ・人権集会	・教育相談 ・黒小コミュニティ会議
7月	○日常的な児童観察	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・命を大切にするプログラム	・授業参観 ・学級懇談会 ・校区懇談会
8月	○児童理解の日の情報交換 ○社会体験・自然体験・交流体験の充実	・いじめ不登校対策委員会 ・現地研修（人権教育） ・保小中連携部会	
9月	○特別活動の充実 ○道徳教育の推進	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・えびすっ子ステイ ・熊本県子ども人権集会	
10月	○人権教育の充実	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会	
11月	○情報モラルの醸成	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会	・第2回アンケート調査
12月	○愛の1・2・3運動+1の実施	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・人権集会	・授業参観 ・学級懇談会 ・心のアンケート ・黒小コミュニティ会議
1月	○学級通信・学校便りの発行	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会	
2月	○不登校支援シートの更新	・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会 ・人権集会 ・保小中連携部会	・アンケート実施 ・教育相談 ・第3回学校評議員会 ・「熊本の心」公開授業
3月		・児童理解の日 ・いじめ不登校対策委員会	・授業参観 ・学級懇談会 ・黒小コミュニティ会議

6 具体的取組

(1) いじめの防止

いじめ防止対策組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者を置く。いじめ防止対策組織は、校長、教頭、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭、担任等で編成し、組織対応の中核を担う。さらに、可能な限りスクールカウンセラー、スクーソーシャルワーカー、警察官等の外部専門家を加え、実効性を高めるようにする。

また、情報集約担当者（生徒指導担当）は、教職員からの気付き、児童・保護者からの訴え、教育相談、心のアンケート等から情報収集・集約をし、定期的にいじめ不登校対策会議に情報提供をする。いじめ不登校対策会議は、校長のリーダーシップのもとに、調査方法の確認と認知、対応方針の決定、解消に向けた取組、解消の判断等を行う。

【いじめの基本認識】

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ③ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

ア わかる授業づくり・・・「全ての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得(徹底指導)
- ・主体的に学習する場面の設定(能動型学習)
- ・意見を発表し合える場面設定(言語活動の充実)
- ・補充指導の充実
- ・学習に対する達成感・成就感をもたせ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

イ 学習規律の徹底・・・「全ての児童が安心して学習できる授業」

- ・チャイム着席
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方

ウ 学級集団づくり・・・「全ての児童が認め合い、支え合う雰囲気づくり」

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・係活動、当番活動の充実
- ・行事等における児童の活躍の場の保障
- ・居場所づくり、絆づくり(日記指導や朝の会・帰りの会の充実を通して)

エ 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定(野外体験活動、地域との交流活動、農業体験 他)
- ・保小中連携・他の学校との連携(保育所交流活動、南幌町との交流、えびすっ子ステイ他)

オ 特別活動の充実

- ・学校行事や集会等への主体的な運営・参加
- ・委員会活動の充実と活性化
- ・クラブ活動の充実と活性化

カ 道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・道徳的価値の深化を図る道徳の学習
- ・日常における道徳教育の充実(心のノート、熊本の心、G Tの活用)

キ 人権教育の充実

- ・差別を許さない心情を高めるための人権学習の設定
- ・支持的風土づくりのための授業の設定
- ・人権集会の活性化(児童の手による活動)

ク インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の実施(保護者への啓発活動も含む)

(2) いじめの早期発見

ア 日常の観察から

- ・交友関係の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数等 ※ 日記等の活用

イ 本人・保護者等からの訴えから

- ・相談しやすい体制づくり・・・いじめ相談のリーフレット配布
- ・定期的なアンケート調査(わたしを見つめるアンケート)の実施
- ・教育相談の充実(アンケート後に設定)
- ・相談箱の設置(職員室前)
- ・保護者へのチェックシート配付
- ・家庭訪問や学級懇談での情報交換

ウ 教師による直接の発見から

- ・毎週実施する「児童理解朝会」での情報交換

エ 児童が互いにいじめを早期に発見できる手立てから

- ・日頃から道徳、学級活動、朝の会・帰りの会などで、どのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会をもつ。

オ 専門機関による助言の活用

- ・いじめ・不登校アドバイザーやソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや養護教諭の活用及び連携

(3) いじめへの対処

ア いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・学校いじめ対策組織として「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、児童一人一人に居場所のある学級づくりに努める。

イ 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に生徒指導主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。

ウ いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ・児童を帰す前に、確実に保護者へ事情・状況等の説明をする。

エ いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・いじめていた児童に対しては反省を促し自らの行為の責任を自覚させるとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・当該児童の安心・安全と、健全な人格の発達に配慮し、複数職員による見守り、別室での指導などを行う。
- ・専門機関による教育相談の活用

オ いじめられていた児童・保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・再発防止の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた児童に対しては、関係機関等と連携して心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

カ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者の関係修復を経て、傍観者もまたいじめを生む立場にあることを自覚させ、好ましい集団活動を取り戻すことの必要性を認識させる。「止められなくても、誰かに知らせる」「はやし立てるなどの同調は、いじめに加担する行為である」等

キ ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ不登校対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに多良木警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 家庭や地域との連携

ア 保護者との連携

- ・学校便り、学級通信での情報発信
- ・連絡帳による情報交換
- ・PTA総会、PTA役員会、学級懇談会による情報交換
- ・校区懇談会での情報交換

イ 地域との連携

- ・学校便りによる情報発信
- ・コミュニティスクールでの情報交換
- ・校区懇談会での情報交換
- ・学校評議委員会での情報交換

(5) 関係機関との連携

- ・地元交番の警察官の学校行事、校区懇談会への参加
- ・関係機関との定期的情報交換

7 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と調査

ア 重大事案の意味

(7) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を背負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(4) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間30日を目安とする
- 30日未満であっても、10日間連続して欠席している場合

(ウ) 児童や保護者からいじめれて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- 学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたものも該当

イ 重大事案が発生した場合の報告等

多良木町教育委員会を通じて、球磨教育事務所へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 調査を行うための組織

学校いじめ対策組織として「いじめ不登校対策委員会」を設置する。なお、当該重大事態の性質や態様に応じて、適切な専門家を第三者に加え、公平性・中立性を確保する。

エ 事実関係を明確するための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの次時関係を、可能な限り網羅的に明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

オ 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童の保護者に対して、適時・適当な方法で、経過を報告する。他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報には十分配慮するとともに、アンケート調査を行う場合、その結果をいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に説明する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、多良木町教育委員会を通じて球磨教育事務所に報告する。